

日野市介護予防・生活支援サービス事業の人員、設備、運営等の基準 に関する規則の改正について

1. 施行期日

令和6年4月1日

2. 改正理由

厚生労働省令「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」等に準ずる改正

3. 主な改正点

- (1) セクハラ・パワハラ防止措置の義務付け
 - (2) (通所サービスのみ)認知症研修の義務付け
 - (3) 業務継続計画の策定等の義務付け
 - (4) 感染症予防措置の義務付け
 - (5) 虐待防止措置の義務付け
 - (6) 運営規定に虐待防止に関する事項の追加
 - (7) 重要事項の公開方法の制定
 - (8) やむを得ず身体的拘束を行う際の実施方針及び記録事項の制定
- ※ (2)については3年間、(3)(4)については1年間の経過措置を設ける